

日野市職員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応方針

職員が感染した場合は、当面以下のとおり対応する。

1 基本的対応

(1) 感染した職員本人

感染した職員本人は、保健所からの勧告を受けて入院等する。(病気休業)
※公務上感染したと認められる場合は公病休となる。

(2) 所属課の初動

感染した職員の所属課は、保健所及び職員本人からの連絡を受け、次の対応をとる。

- ・職員課長へ報告する。職員課長は、総務部長、危機管理対策本部長へ報告する。
- ・保健所の指示のもと、職員、市民等の濃厚接触者の特定、消毒場所の確定に積極的に協力する。

(3) 濃厚接触者

保健所により濃厚接触者と特定された職員は自宅待機(勤務)とし、保健所が14日間の健康観察を行う。※家族等の感染により濃厚接触者と特定された場合も含む。

(4) 消毒及び閉鎖の実施

- ・危機管理対策本部長は、保健所による消毒場所の確定をふまえ、実際に消毒を行う範囲、閉鎖する範囲、閉鎖する期間を決定する。
- ・感染した職員の所属長は、消毒及び閉鎖を実施する。消毒に必要な機材等は健康課が保有するものを使用する。
- ・閉鎖の解除は、保健所の了承を得て行う。

(5) 消毒及び閉鎖中の業務

- ・消毒及び閉鎖により職場が使用できない場合は、他の部署や会議室で代替する。
- ・他の部署や会議室での代替が難しい場合は一時的に業務休止の可能性があるが、市民サービスへの影響を考慮し慎重に検討する。
- ・業務の実施予定については市民等へ随時公表する。

(6) 情報公開

- ・市長公室広報担当は、市民等への公表を行う。
- ・公表内容は、危機管理対策本部会議で決定する。職員のプライバシーに配慮しつつ、市民の安全安心につながるよう対応する。

2 各部課の対応

各部課は、職員が感染した場合を想定し、あらかじめ対応策を検討する。

主な検討事項

- ・業務休止の可能性
- ・継続しなければならない業務の精査、代替職場
- ・職員の確保(部内、または他部署からの応援要否)